

品川区業務継続計画

【地震編】

—第2版—

令和2年3月

(令和5年1月一部改定)

品 川 区

【改定履歴】

	策定・改定日	改定項目	改定内容と理由
策定	平成 24 年 3 月	—	—
改定	令和 2 年 3 月	章立ての整理	理解しやすい計画とするため、章の構成を変更した。
		序章「用語の定義」	類似した用語が多いため、「用語の定義」の項目を追加した。
		序章「第 4 計画の対象組織」	計画の対象組織を明記した。
		第 1 章「想定する地震と被害想定」	地域防災計画の被害想定に合わせて更新した。
		第 2 章「第 3 目標着手時期の設定」	非常時優先業務の目標着手時期の考え方を明記した。
		第 4 章「第 1 人員体制」	各課の参集予測結果を更新した。
		第 4 章「第 2 庁舎」	災害対策本部機能の代替施設候補を選定した。
改定	令和 5 年 1 月	第 1 章「想定する地震と被害想定」	令和 4 年 6 月に東京都が公表した被害想定に合わせて更新した。

品川区 業務継続計画【地震編】 目次

序章 計画の概要	1
用語の定義	1
第1 背景	2
第2 目的と目標	3
第3 計画の位置づけ.....	3
第4 計画の対象組織.....	4
第5 計画の発動および解除.....	4
1 発動	4
2 解除	4
第6 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係.....	5
第7 計画の構成	6
第1章 想定する地震と被害想定.....	7
第1 想定する地震（都心南部直下地震）.....	7
第2 建物および人的被害の想定.....	8
第3 ライフラインの時間経過による被害様相.....	8
第4 都市基盤施設の時間経過による被害様相.....	9
第5 区役所機能に及ぼす被害の想定.....	10
第2章 業務継続の基本方針.....	11
第3章 非常時優先業務の整理.....	13
第1 非常時優先業務の種類.....	13
第2 非常時優先業務の選定.....	14
1 非常時優先業務（災害対策業務）.....	14
2 非常時優先業務（通常業務）.....	14
第3 目標着手時期の設定.....	14
第4 非常時優先業務数.....	15
第5 非常時優先業務の前提となる業務.....	16
第4章 非常時優先業務を実施するための課題と対策.....	17
第1 人員体制	17
第2 庁舎	20
第3 移動・運搬	22

第4	庁舎・通信設備.....	23
第5	情報システム.....	25
第6	電力.....	26
第7	上水道.....	27
第8	下水道（トイレ）.....	28
第9	備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）.....	28
第10	外部事業者.....	28
第11	教育・訓練.....	29
第5章	計画の運用.....	30
第1	運用体制.....	30
第2	組織への定着.....	30
第3	見直し・改定.....	30

品川区 業務継続計画 図表一覧

【図表 1】 業務量の推移の概念.....	2
【図表 2】 区業務継続計画の位置づけ.....	3
【図表 3】 地域防災計画と区業務継続計画の比較.....	4
【図表 4】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係.....	5
【図表 5】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの構成.....	6
【図表 6】 地震の概要.....	7
【図表 7】 震度分布	7
【図表 8】 品川区の建物および人的被害の想定結果.....	8
【図表 9】 品川区のライフラインの時間経過による被害様相.....	8
【図表 10】 道路、鉄道の時間経過による被害様相	9
【図表 11】 区役所機能に及ぼす被害の想定	10
【図表 12】 区業務継続計画の基本方針	11
【図表 13】 非常時優先業務の概念	12
【図表 14】 非常時優先業務の目標着手時期の考え方	13
【図表 15】 区の業務数（発災1か月以内）	14
【図表 16】 目標着手時期の経過における非常時優先業務数の推移	14
【図表 17】 発災時に実施する業務	15
【図表 18】 災害対策本部の本部長（区長）が不在時の代行の順位	16
【図表 19】 人員体制の課題と対策	16
【図表 20】 品川区全体の参集予測結果	17
【図表 21】 各課等の参集予測結果（24時間以内）	18
【図表 22】 庁舎の課題と対策	19
【図表 23】 中小企業センターと総合区民会館（きゅりあん）の概要	20
【図表 24】 移動・運搬の課題と対策	21
【図表 25】 庁舎・通信設備の課題と対策	22
【図表 26】 情報システムの課題と対策	24
【図表 27】 電力の課題と対策	25
【図表 28】 上水道の課題と対策	26
【図表 29】 下水道（トイレ）の課題と対策	27
【図表 30】 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）の課題と対策	27
【図表 31】 外部事業者の課題と対策	28
【図表 32】 教育・訓練の課題と対策	28
【図表 33】 計画の運用（例）	30

序章 計画の概要

用語の定義

本計画における用語の定義は、下記のとおりとする。

用語	説明
地域防災計画	災害時における区および防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画
災害初動対応マニュアル	地域防災計画に基づき、主として地震発生直後の初動段階（地震発生直後の対処～当面の応急対策の実施）における対応について記載したマニュアル
災害時業務マニュアル	災害初動対応マニュアルにある、災害時の業務ごとに各組織の具体的な活動内容を記載したマニュアル
応急対策業務	地域防災計画「震災編」の「応急・復旧対策」に規定しており、かつ、災害初動対応マニュアルに記載している業務のこと
優先度の高い復旧業務	応急対策業務の定義に加え、応急対策業務に次いで行う業務のこと
復旧業務	地域防災計画「震災編」の「応急・復旧対策」に規定しているが、災害初動対応マニュアルに記載のない業務
復興業務	震災後の生活および都市の復興のプロセスや施策などを示す総合的なマニュアルである、品川区震災復興マニュアルに規定された業務
通常業務	平常時に行っている区の業務
非常時優先業務	大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。本計画では、応急対策業務、優先度の高い復旧業務および優先度の高い通常業務
非常時優先業務（災害対策業務）	応急対策業務と優先度の高い復旧業務のこと
非常時優先業務（通常業務）	大規模な災害時にあっても優先して実施すべき、優先度の高い通常業務のこと

第1 背景

近年、首都地域の直下を震源とする大規模な地震の発生の切迫性が指摘されている。大規模な地震が発生した場合、その直後から被害の情報収集・分析や救出・救助活動、避難所の開設等の災害時の業務が発生する。また、通常業務も、庁舎の施設の維持など、停止ができない業務がある。

災害時の業務量は、概念的には【図表1】のように推移すると考えられる。発災当日の業務の多くは応急対策業務であり、次いで優先度の高い復旧業務と通常業務を実施することとなる。

災害発生時は、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。その一方、行政自体が被災し、必要な業務の遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源が、平常時より少なくなっている可能性がある。

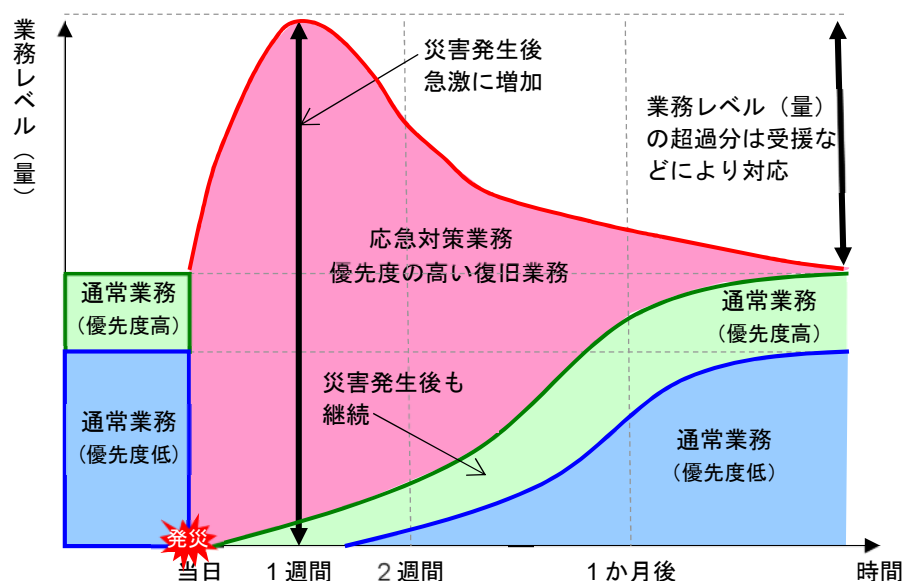
国では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成28年2月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を公表した。また都は、平成29年12月に「東京都業務継続計画」を改定した。

区では、地域防災計画について、東日本大震災、熊本地震での課題等を踏まえ、平成24年度、平成29年度に大規模な修正を行った。さらに平成30年度、各課が災害時の活動を円滑に行うための災害初動対応マニュアルおよび災害時業務マニュアルを更新した。

以上のような防災を取り巻く状況変化を踏まえ、今回、平成23年度に策定した「品川区事業継続計画【地震編】」を改定した。

なお、計画の名称についても、国の手引きや都、他自治体の動向を踏まえ、「品川区業務継続計画【地震編】」（以下、「区業務継続計画」という。）と改める。

【図表1】業務量の推移の概念



第2 目的と目標

区業務継続計画は、震災が発生した場合に優先的に行う業務を事前に定め、最短の期間で災害からの復旧および平常時の業務への復帰を目的としている。

限られた人員などの体制下で目的を達成するため、以下の3点を本計画の目標とする。

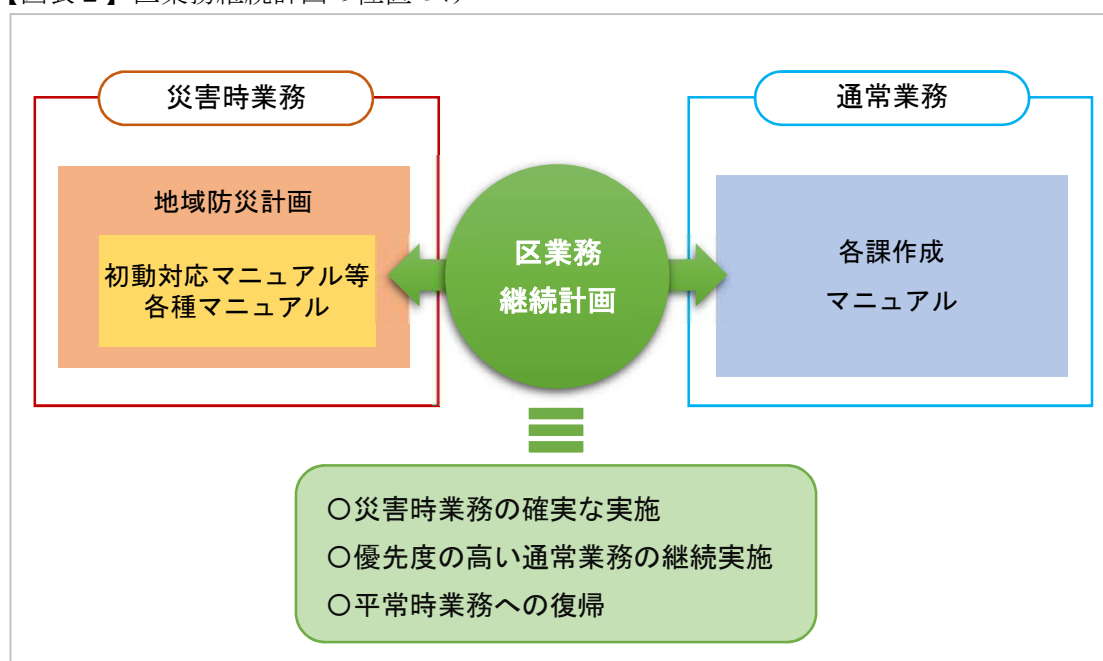
- 1 庁内での地震発生時における被害想定との共有
- 2 地震発生時に優先する業務の抽出
- 3 業務を継続するための課題分析と対策

第3 計画の位置づけ

地域防災計画は、災害時における区および防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画である。各部課の役割に応じた具体的な業務の実施については、災害初動対応マニュアルおよび災害時業務マニュアルにおいて示している。

区業務継続計画は、災害によって区役所機能が低下している中において、地域防災計画および災害初動対応マニュアル等で定めている災害時の業務を確実に実施するとともに、大規模地震発生時においても必要とされる優先度の高い通常業務の継続実施と平常時業務への復帰のための対応策を定めた計画である。

【図表2】区業務継続計画の位置づけ



【図表 3】 地域防災計画と区業務継続計画の比較

	地域防災計画	区業務継続計画
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に関する包括的かつ総合的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> 最短の期間で災害からの復旧および平常時の業務への復帰を目的とした計画
対象組織等	<ul style="list-style-type: none"> 品川区 事業者 防災関係機関等 区民 	<ul style="list-style-type: none"> 品川区
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 予防～応急対策～復旧・復興 	<ul style="list-style-type: none"> 発災から1か月間
計画の視点	<ul style="list-style-type: none"> 人的・物的被害は想定されているが、区役所機能は維持されている 対応すべき対策は全て記載されている 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所機能も被災することを前提 優先度に応じて対応業務を限定し、目標着手時期を明示
規定する業務	<ul style="list-style-type: none"> 予防業務 応急対策業務 復旧業務 復興業務 	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策業務 復旧業務 優先度の高い通常業務

第4 計画の対象組織

本計画の適用範囲は、下記のとおりとする。

- 品川区組織規則に定める部の課および係（担当（主査）を含む。）、行政機関
- 品川区教育委員会事務局処務規則に定める品川区教育委員会事務局
- 品川区立学校設置条例に定める小学校、中学校および義務教育学校（以下「学校」という。）
- 品川区選挙管理委員会規定に定める品川区選挙管理委員会事務局
- 品川区監査委員事務局処務規程に定める品川区監査委員事務局
- 品川区議会事務局処務規程に定める品川区議会事務局

第5 計画の発動および解除

1 発動

大規模な地震の発生により、品川区災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置され、かつ、区内および区役所機能に甚大な被害が生じた場合、区は、災害対策本部長の命により区業務継続計画を発動する。

2 解除

区業務継続計画は、災害対策本部長による区業務継続計画の解除宣言をもって解除する。

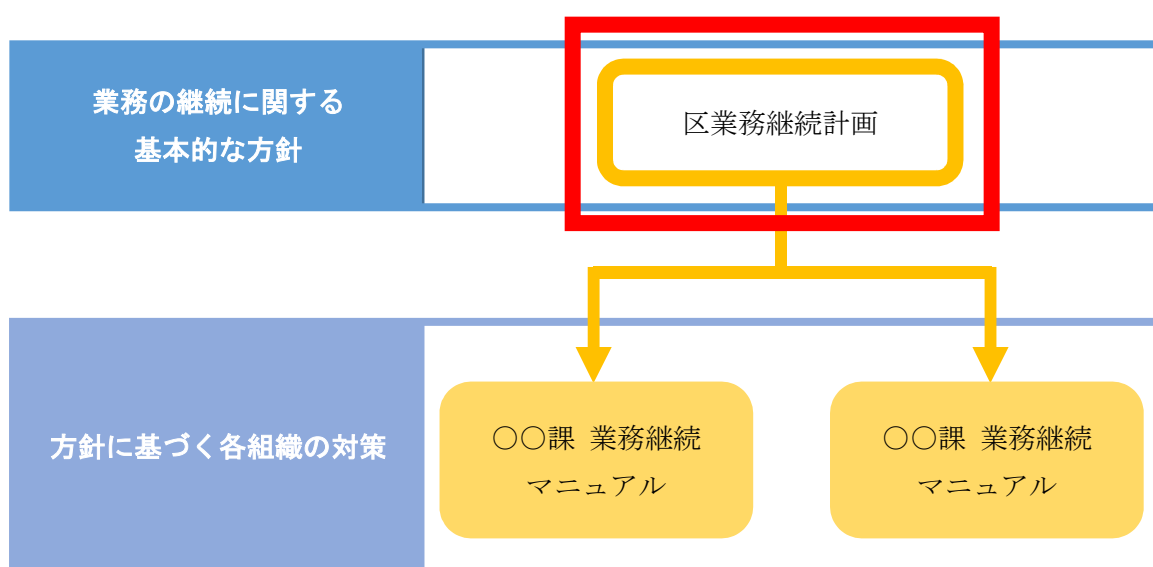
第6 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係

区業務継続計画は、全庁的な視点で大規模地震発生時に優先する業務の継続に関する基本的方針を示した本書と、区業務継続計画の方針に基づく各組織の対策に特化した各課の業務継続マニュアル【地震編】（以下、「業務継続マニュアル」という。）による体系とする（【図表4】）。

なお、学校についてはマニュアルの作成は不要とする。また、行政機関についても、災害対策本部として独立した機能を持つ地域センター、保健センターを除き、機関ごとの業務継続マニュアルの作成は不要とする。

学校または附属機関の本課は、参集人員や通常業務について、参考として把握する。

【図表4】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの関係



第7 計画の構成

【図表5】には、区業務継続計画と業務継続マニュアルの構成を示す。

区業務継続計画は、全庁的な業務の継続に関する考え方や方針を示すとともに、各組織において必要な対策を総括している。業務継続マニュアルでは、各課等の職員の参集予測をはじめ、各課等における対策を記載している。

【図表5】 区業務継続計画と業務継続マニュアルの構成

	区業務継続計画	業務継続マニュアル
第1章 想定する地震と被害想定	<ul style="list-style-type: none"> 区業務継続計画の対象とする地震、被害想定結果を記載 ※業務継続の制約条件として、東京湾北部地震を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 勤務時間外に地震が発生した場合の参集予測について記載 ※組織改正や人事異動に伴い毎年更新
第2章 業務継続の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 限られた資源の中で、災害対応を適切に行うための基本方針を記載 ※業務継続を確保する上で、庁内全体で共有すべき事項として設定 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 勤務時間外に地震が発生した場合の権限の代行について記載
第3章 非常時優先業務の整理	<ul style="list-style-type: none"> 発災時において優先する業務の種類や優先順位をつけるための目標着手時期の考え方、各課共通事項として、災害発生直後に実施すべき事項を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 各課等が実施する非常時優先業務について記載 ※所掌事務、組織改正等に伴い適宜各課等で更新 各課共通事項の具体的な項目を記載
第4章 非常時優先業務を実施するための課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続を実現するために必要な資源（人員、庁舎、設備、情報等）について、現状、課題、対策を記載 ※業務継続の基本となる人員体制については、勤務時間外に地震が発生した場合の各課等の参集予測を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 各課等の必要資源について、個別具体的に課題と対策を記載
第5章 計画の運用	<ul style="list-style-type: none"> PDCA サイクルを基本とした本計画の進行管理手法等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> 同左

第1章 想定する地震と被害想定

第1 想定する地震（都心南部直下地震）

区業務継続計画で想定する地震は、令和4年6月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等における東京の被害想定」のうち、品川区で最も被害が大きいとされる「都心南部直下地震」とし、被害想定も同報告書によるものとする。

同地震の概要を【図表6】に、震度分布を【図表7】に、それぞれ示す。

【図表6】地震の概要

項目	内容
発生時期	冬・早朝5時、冬・昼12時、冬・夕方18時（いずれも風速8m/秒）
震源地	都心南部
規模	マグニチュード7.3
品川区内の震度	震度7（区内面積に占める0.6%の地域） 震度6強（区内面積に占める91%の地域）

【図表7】震度分布

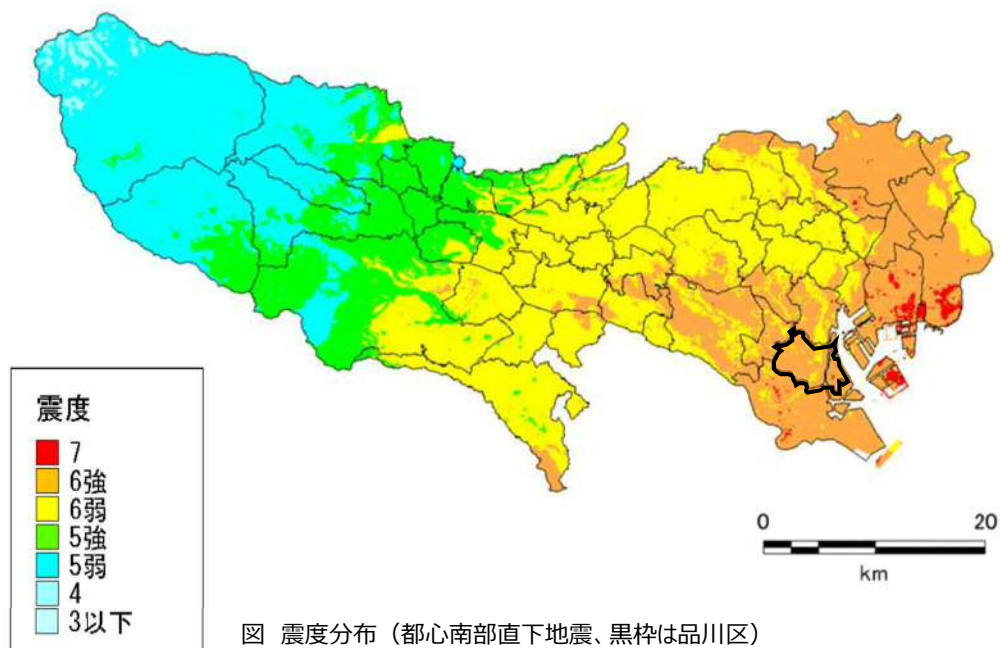


図 震度分布（都心南部直下地震、黒枠は品川区）

（「首都直下地震等における東京の被害想定（令和4年6月公表）」より）

第2 建物および人的被害の想定

品川区の建物および人的被害の想定結果を下表に示す。

【図表8】品川区の建物および人的被害の想定結果

発 生 時 期		冬・早朝5時	冬・昼12時	冬・夕方18時	
風 速		8m/s	8m/s	8m/s	
人 的 被 害	死 者	208 人	136 人	288 人	
	内 訳	ゆれ、液状化建物被害	176 人	78 人	101 人
		火 災	21 人	42 人	160 人
		そ の 他	11 人	16 人	27 人
	負 傷 者 (うち重傷者)	3,216 人 (382 人)	3,807 人 (449 人)	4,492 人 (736 人)	
物 的 被 害	建 物 被 害 (全壊) ※	3,968 棟	4,352 棟	9,178 棟	
	内 訳	ゆれ、液状化、急傾斜 地崩壊による全壊	2,892 棟	2,892 棟	2,892 棟
		火災延焼による焼失	1,076 棟	1,460 棟	6,286 棟
そ の 他	都 内 滞 留 者	—	593,426 人	593,426 人	
	帰 宅 困 難 者	—	233,316 人	233,316 人	
	避 難 者	99,607 人	101,943 人	131,126 人	
	避 難 所 避 難 者	66,405 人	67,962 人	87,418 人	

※都内滞留者は、東京都市圏パーソントリップ調査に基づき算出。

※帰宅困難者は、東京都市圏外からの流入者や 都内滞留者の自宅までの距離に応じた帰宅困難率を用いて算出。

※避難所避難者は、各発生時期の時間経過における最大数値を記載。

第3 ライフラインの時間経過による被害様相

「首都直下地震等における東京の被害想定」の「都心南部直下地震」に基づく、ライフラインの時間経過による被害様相※を下表に示す。

【図表9】品川区のライフラインの時間経過による被害様相（冬・夕方18時風速8m/秒）

区 分	電 気	水 道	都 市 ガ ス
発 災 直 後 ～ 1 日 後	広範囲で停電が発生 (21.3%) 広い地域で計画停電 が実施される可能性	断水が発生 (30.2%)	一般家庭で使用される 低圧ガスは、安全措置 が作動し、広域的に供 給が停止 (60.6%)
3 日 後 ～	徐々に停電が減少 発電所の停止など、電 力供給量が不足し、電 力需要が抑制されな い場合などは、計画停 電が継続する可能性	断水の復旧は限定的	低圧ガス管路の安全点 検や復旧作業が終了せ ず、一部の利用者への 供給停止が継続
1 週 間 後 ～		断水・濁水は段階的に 解消されるが、浄水施 設等の被災による断水 は継続	

1 か月後～	建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き、安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域で供給が再開	断水は概ね解消するが、浄水施設等が被災した場合、断水が長期化する可能性	安全点検の終了や管路の復旧により、建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き多くの地域で供給が再開
区分	通信	下水道	
発災直後～1日後	不通率 11.0% 音声通信やパケット通信の利用に支障 輻輳により音声通話はつながりにくくなる	下水道管きよ被害 (6.4%) 下水利用が制限 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
3日後～	メール、SNS等の大幅な遅配等が発生 携帯基地局電源の枯渇により不通エリア拡大の可能性 音声通信もパケット通信も利用困難が継続	一部地域で下水利用が困難な状況が継続 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
1週間後～	順次、通信が回復 通信設備の被害状況によって	多くの地域で利用制限解消 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可	
1か月後～	は、電話やインターネット等通信が長期間に渡り不通となる可能性		

※発災直後の被害は品川区の数値を記載し、発災以降の被害様相は「首都直下地震等における東京の被害想定」の定性評価を記載している。

第4 都市基盤施設の時間経過による被害様相

「首都直下地震等における東京の被害想定」の「都心南部直下地震」に基づく、道路、鉄道の時間経過による被害様相※を下表に示す。

【図表 10】道路、鉄道の時間経過による被害様相 (冬・夕方 18時風速 8m/秒)

区分	道路	鉄道
発災直後～1日後	高速道路及び主要一般道において、交通規制が実施され、一般車両の通行が規制 環状七号線の内側方向への流入禁止等の交通規制が実施 ガソリンスタンドは当面給油不能か長蛇の列	点検や被災等で、都内のJR在来線、私鉄、地下鉄が運行停止 新幹線も運行停止し、都外からの来街者の多くが帰宅困難 道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難
3日後～	高速道路や主要道路で交通規制が継続 通行可能な道路において、鉄道等の運休継続で車両利用が増え、慢性的な渋滞が継続	

1 週間後～	高速道路や直轄国道等の主要路線は段階的に交通規制解除 その他道路では段階的に閉塞や交通規制が継続する可能性	復旧完了区間から順次運行が再開する が多くの区間で運行停止が継続 橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性
1 ヶ月後	土砂災害等により道路が寸断された場合復旧までは数か月以上を要する可能性 羽田空港等は、徐々に一般利用客の輸送を再開	

※発災直後の被害は品川区の数値を記載し、発災以降の被害様相は「首都直下地震等における東京の被害想定」の定性評価を記載している。

第5 区役所機能に及ぼす被害の想定

区役所機能に及ぼす被害の想定を下表に示す。

【図表 11】 区役所機能に及ぼす被害の想定

項目		被害想定等	
区役所施設等の被害想定	建物被害	区有建築物	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率（平成 29 年度）は、防災上重要な施設が 98.7%（残り 2 施設）、その他の施設が 100%である。 品川区耐震改修促進計画に基づき、民間建築物に併設された残り 2 施設の耐震化への取り組みを進めていく。 区有施設のほとんどは、基本的に倒壊しないと考えられるが、損傷の状況によっては、建物内で業務をするには支障が出る可能性もある。
		区役所	<ul style="list-style-type: none"> 総合庁舎（本庁舎・第三庁舎・議会棟）は、昭和 43 年の建築（旧耐震基準）であるが、平成 23 年度に免震装置の導入が完了している。 第二庁舎は、平成 6 年の建築である（新耐震基準）。 上記により、区役所庁舎は、躯体の被害に起因する業務に支障は生じないと考えられる。
	ライフライン	電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 6 日間は、供給停止の可能性がある。 非常用電源として自家発電設備を用いることで、本庁舎、第二庁舎ともに 3 日間程度の電力供給が可能である。
		通信	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 2 週間は、一般の電話回線は輻輳によって不通となる可能性がある。 災害時優先電話や防災無線が整備されており、緊急連絡方法を確保している。
		上水道	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 1 週間は、管路被害などによる断水が想定される。
	設備	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、一時的な閉じ込めが発生する可能性がある。 本庁舎、第二庁舎、第三庁舎ともに、一基は非常用電源からの給電により稼働する。

	照明	・保安用電灯（赤テプラの印あり）は、非常用電源からの給電により点灯する。
	上記以外の設備	・総合庁舎は、免震装置が導入されていることから、被害は軽微に抑えられると考えられる。 ・第二庁舎は、適切な耐震対策が施されていない場合、配置のズレや損傷などが発生する可能性がある（災害対策本部室に隣接する情報機器等の設置場所は床を免震化）。

第2章 業務継続の基本方針

品川区における業務そのものが区民生活と密接な関わりを有しているため、大規模地震発生時には適切な対応が求められる。区では、【図表 12】に示す3点を業務継続の基本方針とし、区民、事業者、国・東京都等と連携して、発災時において想定される被害を軽減し、発生が予想される様々な事態に対応する。

【図表 12】 区業務継続計画の基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震が発生した際は、区民の生命、身体および財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行う 3 想定される大規模地震の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努める |
|---|

1 大規模地震が発生した際は、区民の生命、身体および財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる

区民の生命、身体、財産を保護することは、行政機関として第一に取り組むべきことである。そのため、応急対策業務等を確実に実施するほか、区民生活に対する影響度が高い業務についても、継続実施・早期復旧を図る。

2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行う

非常時優先業務は、区民生活に対する発災時の影響を最小限にとどめるために実施するものであることから、確実に実施するとともに迅速さも求められる。そのため、遂行目標を設定し、使用可能な資源を適切に配分する。

3 想定される大規模地震の発生に備え、平常時であっても全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努める

業務継続力を向上させるためには、区業務継続計画を絶えず見直し、課題の発見と是

正に努めることが重要である。そのため、区業務継続計画を全庁規模で運用し、継続的に改善を加える。また、非常時優先業務の遂行を確実なものとするには職員一人ひとりの災害対応力の向上も不可欠であることから、平素から業務継続訓練などにより業務を継続する責任感の醸成や各部署への浸透を図る。

第3章 非常時優先業務の整理

第1 非常時優先業務の種類

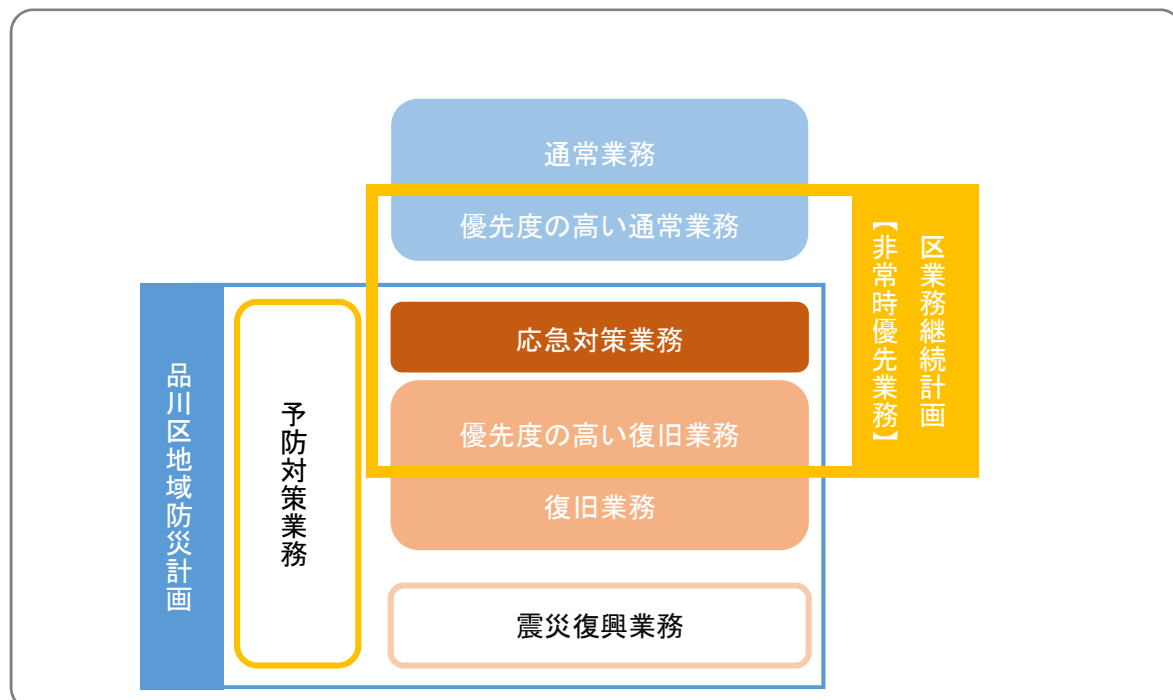
非常時優先業務は、発災から1か月以内に優先的に実施すべき業務として次の3つを想定する。

- 1 応急対策業務
- 2 優先度の高い復旧業務
- 3 優先度の高い通常業務

なお、以後の表記については、非常時優先業務を選定するうえにおいて用いた表記とし、次のとおりとする。

応急対策業務および優先度の高い復旧業務 = 非常時優先業務（災害対策業務）
優先度の高い通常業務 = 非常時優先業務（通常業務）

【図表 13】 非常時優先業務の概念



第2 非常時優先業務の選定

区業務継続計画の基本方針を踏まえ、以下に示す方法で非常時優先業務を選定した。

1 非常時優先業務（災害対策業務）

災害初動対応マニュアルに記載された全ての応急対策業務および優先度の高い復旧業務を非常時優先業務（災害対策業務）とした。

2 非常時優先業務（通常業務）

通常業務の全業務のうち、区民生活への影響度（法定処理の期間・期日の遵守、区民の生命・身体の保護、個人の権利・資産の保護、事業者の保護、その他の保護・維持）を考慮し、発災後、1か月以内に着手すべき業務を非常時優先業務（通常業務）として選定した。

第3 目標着手時期の設定

非常時優先業務は、その中でも優先順位をつけるため、目標着手時期を設定した。目標着手時期は、3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内の6区分とした。

なお、目標着手時期を定める際の考え方の目安は、下記のとおりである。

【図表 14】 非常時優先業務の目標着手時期の考え方

目標着手時期	考え方
3時間以内	区民の生命・身体を守るために必要な業務
24時間以内	区民の生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼす業務
3日以内	区民の生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持に影響を及ぼす業務
1週間以内	被災者の通常生活復帰に係る業務
2週間以内	優先度が比較的高い通常業務
1ヶ月以内	遅くとも1か月以内に業務を着手しないと、区民生活や地域社会に相当の影響を与える業務

また、目標着手時期は、人的資源や設備等の物的資源が限られた状態の中で、優先順位の目安として設定したものである。実際の災害時には、災害の発生した時期、時刻、被害の状況等によって、利用可能な人的資源や設備等の物的資源の状況は異なることに留意

し、臨機応変に対応することも重要である。

第4 非常時優先業務数

非常時優先業務は、災害対策業務（応急対策業務および優先度の高い復旧業務）が392業務、通常業務が1,154業務で、計1,546業務である（令和2年2月末時点）。

【図表15】 区の業務数（発災1か月以内） （令和2年2月末時点）

区 分	業 務 数
通常業務【参考】	1,762
非常時優先業務	1,546
災害対策業務※	392
通常業務	1,154

※災害時業務マニュアルを基に集計

【図表16】 目標着手時期の経過における非常時優先業務数の推移（令和2年2月末時点）

目標着手時期	非 常 時 優 先 業 務 数		
		応急対策業務数	通常業務数
3 時 間 以 内	140	89	51
2 4 時 間 以 内	401	108	293
3 日 以 内	662	97	565
1 週 間 以 内	1,045	82	963
1 週 間 以 上	1,170	16	1,154
1 ヶ 月 以 内			

※応急対策業務数の推移は、目安である。

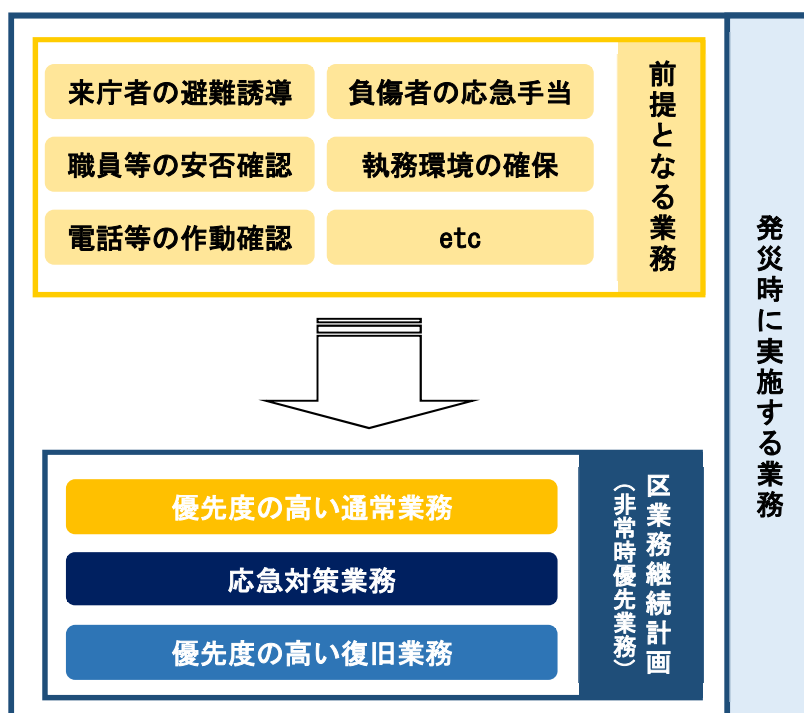
第5 非常時優先業務の前提となる業務

非常時優先業務の実施にあたっては、執務室の被害状況を確認し、執務場所を確保することが必要であって、負傷した来庁者や職員の応急手当、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行わなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休憩場所やトイレの確保、食料の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招く可能性がある。したがって、下記に示すような業務を遅滞なく実施するよう努めるものとする。

- 来庁者の避難誘導
- 負傷者の応急手当
- 職員等の安否確認
- 執務室内の設備やライフライン等の被害確認・補修手配
- 執務環境の確保（執務場所、会議スペースなど）
- 電話やパソコン等の作動確認
- 職員の食料確保など

【図表 17】 発災時に実施する業務



第4章 非常時優先業務を実施するための課題と対策

発災後は、地域防災計画や災害初動対応マニュアル等に沿って非常時優先業務を行うことが原則である。そのためには、非常時に災害対応の態勢が迅速・適切に立ち上がること、災害対応の拠点となる庁舎や庁舎設備が使用可能であること、災害対応に必要な資源が確保できること、外部事業者との連絡体制が確保されていること、被災地ではない他自治体からの応援職員の受け入れが可能であることといった条件が成立する必要がある。

地域防災計画や災害初動対応マニュアル等の実効性を確保するため、必要となる資源の現状と課題を把握し、現状で可能な対応方法を記述する。

第1 人員体制

人員体制の現状は、下記のとおりである。

- 震度5強以上の地震では、全職員が指定場所に自動参集することとしている。
- 休日夜間宿直を設置しているほか、管理職による危機管理宿直制度がある。
- 災害対策職員待機寮を設置し、短時間で参集できる職員を確保している（令和2年2月末時点79名）。
- 災害対策本部の本部長（区長）が不在時の代行の順位について、品川区災害対策本部条例施行規則にて定めている。

【図表18】 災害対策本部の本部長（区長）が不在時の代行の順位

本部長	区長
代行順位1	副区長（第1順位）
代行順位2	副区長（第2順位）
代行順位3	教育長

- 他の地方自治体や関係機関等からの支援を受入れる手順を示した、災害初動対応マニュアルおよび災害時業務マニュアルを作成している。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表19】 人員体制の課題と対策

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地外からの応援の本格化が災害発生の3日以降と想定すると、災害発生からの参集率は3時間以内が2割、24時間以内が4割、3日以内が7割となっており、限られた人員で応急対策業務、優先度の高い通常業務を遂行しなければならない。（【図表20】参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹部職員が参集できない状況を想定し、各課内等で代替職員の順位を予め決める（業務継続マニュアルに記載）。 ● 熟練職員や有資格者が不足する場合に備えて、参集予測を基に、該当者を事前にリストアップし、代替職員を指定して平時から研修や訓練を通じた人材育成を実施する。

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> 初動期の職員参集予測には、各課等でバラツキがある。（【図表 21】参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、余力のある部署から人員を融通する。
<ul style="list-style-type: none"> 毎年の人事異動等により、参集予測の状況は変化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課等で毎年参集予測の更新を行い、その結果を課内等で共有する（業務継続マニュアルの更新作業として実施）。 各課等で職員の災害時の参集経路を確認する。
<ul style="list-style-type: none"> 各課等では、被災地外からの応援職員の受け入れを想定したマニュアル等がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課等において、応援が必要な場合、当該業務の規模、状況、必要人数等の詳細を事前に整理しておくことで、災害発生時に応援職員やボランティアの効率的配置が可能となる準備を整える。
<ul style="list-style-type: none"> 災害対応は長期化する事例が多いため、職員の健康管理等の観点から、交代制の導入が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、原則として職員が帰宅できない日が3日間を超えることがないなどの交替体制について検討する。

【図表 20】品川区全体の参集予測結果※動員対象者総数：2,144人（令和2年3月末時点）

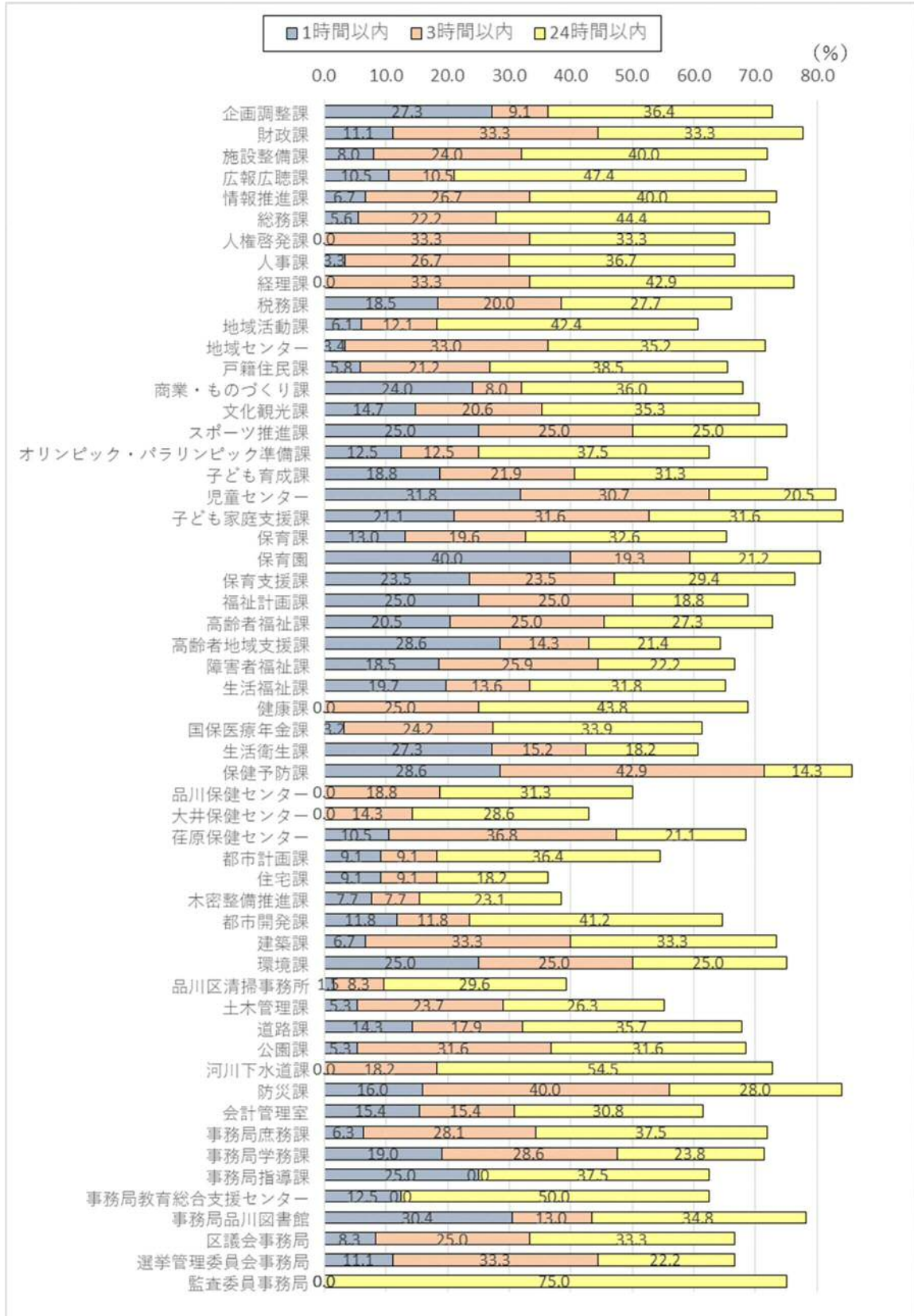
	1時間 以内	3時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	1週間 以降
参集人員	424	861	1,479	1,895	2,015	2,136
参集率 (%)	19.8	40.2	69.0	88.4	94.0	99.6

【参考】参集予測に用いた考え方

- 勤務時間外の発災を想定し、動員対象となる全職員（参集箇所が所属先以外に指定されている職員を含む。）が自宅から勤務地まで、徒歩で参集するという条件で予測を行った。（東京都業務継続計画（平成29年12月）の参集予測の方法を参考にした）
- 居住地から参集場所までの直線距離を算出し、距離圏別に参集可能な職員を設定した。
 - 1時間以内の参集：1km圏の居住職員数から参集予測
 - 3時間以内の参集：4km圏の居住職員数から参集予測
 - 24時間以内の参集：20km圏の居住職員数から参集予測
 - 3日以降の参集：全職員数から参集予測
- なお、自宅の被災状況や発災後の混乱によっては、直ちに参集行動に移れるわけではないため、参集不可能な職員の発生も考慮している。

【図表 21】各課等の参集予測結果（24時間以内）

（令和2年3月末時点）



第2 庁舎

庁舎の現状は、下記のとおりである。

- 区有施設のほとんどが耐震補強済みである。
- 平成26年度から大規模空間をもつ区有施設で、天井脱落対策を進めている。
- 災害対策本部が設置される区役所は、総合庁舎に免震装置の導入が完了している。
- 現在、総合庁舎の移転について検討が進められており、移転が実現すれば、災害時の信頼性向上が期待される。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 22】 庁舎の課題と対策

課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> • 民有施設に併設された施設に耐震診断未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 民有施設に併設された施設の耐震化を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> • 被害想定にない事象の発生や、設備の甚大な被害等により災害対策本部での業務遂行が困難になる可能性はある。 	<p>【短期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 区役所の近隣で、災害対策本部機能の代替施設を検討し、非常用電源や情報通信設備など必要な防災機能の向上を図る。 第1 優先候補：中小企業センター 第2 優先候補：総合区民会館 <p>【中長期的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総合庁舎の移転改築と併せて、災害対策本部機能の信頼性向上を実現するとともに、現庁舎を代替施設として活用することを検討する。

【図表 23】 中小企業センターと総合区民会館（きゅりあん）の概要

施設名		中小企業センター	品川区立総合区民会館 (きゅりあん)
住所		品川区西品川 1-28-3	品川区東大井 5-18-1
延床面積 (㎡)		7,625.1	17,109.6
耐震性		新耐震基準適合	新耐震基準適合
		非構造部材耐震改修済 (H29-30年度)	
本庁舎からの直線距離		約 200m	約 600m
施設構成		地下：音楽室・暗室 1階：事務所・グループ室等 2階：事務所・講習室等 3階：会議室・グループ室 4階：事務所（各種団体） 5・6階：専門学校 【別館】 地下：ふれあい作業所等 1階：体育館 2階：トレーニング室等	1階：小ホール 2階：受付 3階：保育室 4階～6階：講習室・会議室 7階：イベントホール、 スタジオ等 8階：大ホール
災害 危険度	総合危険度	3	2
	建物倒壊危険度	3	2
	火災危険度	3	2
	災害時活動困難度	3	1
地域防災計画上の規定 の位置づけ		区災害時ボランティアセンター：ボランティアセンターと情報共有が容易	・一時滞在施設 ・補完避難所：補完避難所機能との調整が必要
非常用発電機・燃料		・1台（軽油） ・稼働時間：6時間	・1台（重油） ・稼働時間：15時間
上水		108,000Lの非常用水 (飲料否)	50,000Lの非常用水 (飲料可)
通信機器		防災行政無線固定系受信機（子局）	防災行政無線固定系受信機（子局）
情報通信回線		・電話：12回線 ・FAX：2回線 ・インターネット回線：2回線	・電話：5回線 ・FAX：3回線 ・インターネット：2回線
評価		本庁舎に近接しており、庁舎が使用不能になった場合、移転が比較的容易。ボランティアセンターとの連携も可能。電力等のインフラ面で充実することを前提に、代替施設の候補となる。	庁舎が使用不能になった場合、移転が比較的容易。電力等のインフラ面で充実することを前提に、代替施設の候補となる。

第3 移動・運搬

移動・運搬の現状は、下記のとおりである。

- 区有施設のエレベータは、原則として災害時に使用禁止とし、施設管理者の許可があるまで使用することはできない。
- 車両の燃料に関しては、すべての車両について常時一定量以上の燃料を維持するよう、給油の基本的なルールを定めている。
- 車両の不足に備えて、関係団体との協定による車両を確保している。
- 車両の燃料の確保にあたっては、「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」を締結している。
- 職員の移動にあたっては、「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定」を締結している。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 24】 移動・運搬の課題と対策

現状と課題	対策
<p>【エレベータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区有施設では、エレベーターの閉じ込め防止機能の向上を進めているが、閉じ込めが発生した場合の備えも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベータの災害時使用禁止について徹底する（委託事業者、指定管理者への周知徹底も図る）。 ● 発災時における技術者派遣等について、保守事業者と協議し、必要に応じて協定を締結する。 ● 各エレベータに「非常時対応キット」（飲料水、簡易トイレ、懐中電灯等）の装備を検討する。
<p>【車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両や燃料の確保のために、民間事業者等と協定を締結しているが、大規模災害時の場合に必要量を確保できるかどうかは不確実な面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定先と協定内容の実効性を確保するため、所管課は、定期的な連絡会の開催や業務継続訓練等により、平常時から顔の見える関係を構築する。 ● これらの方法でも対応が困難な場合は、職員が参集の際に利用したバイクや自転車等を緊急的に借用することなどの方法により対応する。

第4 庁舎・通信設備

庁舎・通信設備の現状は、下記のとおりである。

- 区有施設のエレベータは、原則として災害時に使用禁止とし、施設管理者の許可があるまで使用することはできない。
- 車両の燃料に関しては、すべての車両について常時一定量以上の燃料を維持するよう、給油の基本的なルールを定めている。
- 寒暖対応に必要な物資を取り扱う事業者として商店街や商業事業者と応急物資、生活物資等に関する協定を締結している。
- 区が一括してリース契約しているコピー機は耐震措置を実施済みである。
- 庁内通信設備は、耐震化を実施し、インターネット回線は二重化を図っている。
- 無線通信の活用を積極的に推進しており、東京都防災行政無線および区が整備した防災行政無線がある。
- 現在、防災行政無線のデジタル化への移行中である。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 25】 庁舎・通信設備の課題と対策

現状と課題	対策
<p>【空調設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生直後から一定期間は空調が使用できない可能性がある。 ● 民間事業者等と応急物資、生活物資等に関する協定を締結しているが、大規模災害時の場合に必要量を確保できるかどうかは不確実な面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 団扇や扇子の利用、毛布や携帯カイロ等を備蓄する。 ● 協定先と協定内容の実効性を確保するため、所管課は、定期的な連絡会の開催や業務継続訓練等により、平常時から顔の見える関係を構築する。
<p>【オフィス家具・備品類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合庁舎に免震装置の導入が完了しており、被害は軽微*と考えられるが、第二庁舎では、必要書類の散乱、事務機器の損壊、キャビネット等の転倒、収容物の落下などによって、業務への支障のほか、負傷者や避難困難者の発生といった人的被害が出る可能性もある。 <p>※（一社）日本免震構造協会資料によると、免震建物の場合、震度7でも本棚・食器棚は揺れるが、倒れるまでには至らないとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課等は、「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」（東京消防庁：平成27年3月）等を参考に、オフィス家具・備品類が転倒、落下した際にも職員がけがをしたり、通路がふさがれたりしないように、配置換えを実施する。 ● 上記の庁舎設備の耐震対策状況について、毎年調査（防災課に報告）し、実施状況を進行管理する。 ● 執務室内の耐震対策については、各課等における主体的な取り組みであるのと

	<p>同時に、職員一人ひとりの意識啓発が重要であることから、執務室における減災活動を全庁的な取組として推進する。</p>
<p>【通信設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定電話の不通、停電などの被害および携帯電話の不通が想定される。 大規模災害時には、デジタル移動通信に情報連絡が集中するが、回線数に限りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル移動通信は、回線の使用回数が少ないグループ通信を中心とした運用や要件を端的に伝えるなど、訓練を通じた効率的な運用を図る。 訓練を通じて、職員の機器操作の習熟を図る。 通信設備については、非常用発電設備の配分のあり方検討（「第5 電力」で記載）と併せて優先的な供給を検討する。
<p>【職員の体調悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調設備の停止により、季節によっては体調不良の職員が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 執務環境の悪化によって発生が懸念される職員の体調不良に備え、休憩場所や医薬品等を確保する。

第5 情報システム

情報システムの現状は、下記のとおりである。

- 品川区情報システム業務継続計画（ICT-BCP）で最重要システム、重要システム等に分類してリスク分析やシステム継続対策を行っている。
- 最重要システムに位置づけられている住民情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム、基幹事務管理システム、庁内ネットワークシステムのサーバ機器は、民間のデータセンターまたは耐震対策されている庁内のサーバ室等に設置されており、リスクは少ない状況にある。
- 上記システムの運用では、専門の委託事業者が常駐する体制となっている。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 26】 情報システムの課題と対策

現状と課題	対策
<p>【基幹システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バックアップデータについては、同時に被災するエリアに保管されているシステムが一部見受けられるため、対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生直後から停止できない情報システムについては、非常用発電設備の配分のあり方検討（「第5 電力」で記載）と併せて優先的な供給を検討する。 ● バックアップデータが、同時に被災するエリアに保管されているシステムは、データの分散化を図る。
<p>【情報端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時においては、停電により、各課のパソコンや所管のシステムが使用不能となることが懸念される。 ● 仮想デスクトップ（VDI）環境は、セキュリティ等のメリットがある一方、仮想サーバーがダウンした場合はPC（端末）で作業ができない（データにアクセスもできない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用電源からネットワーク機器や所管システムへ電源供給を行う。 ● 仮想デスクトップ（VDI）環境の運用にあたり、各課等に数台のFAT 端末を確保するなどリスク分散を検討する。

第6 電力

電力の現状は、下記のとおりである。

- 自家発電設備を本庁舎、第二庁舎ともに備えており燃料を備蓄している。
【燃料油槽（参考）】本庁舎：18,600ℓ 第二庁舎：8,000ℓ
- 非常用電源として自家発電設備を用いることで、本庁舎、第二庁舎ともに3日間程度の電力供給が可能である。
- 区民避難所では、全施設で非常用発電装置を整備済みである。
- 非常用発電装置を設置している施設では、電力が供給されるコンセントを外観から識別できるように区別（本庁舎は共用部の分電盤内、第二庁舎は赤色のコンセント）している。
- 停電が続く場合を想定して、非常用発電設備の燃料油について、「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」を締結している。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 27】 電力の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> • 本庁舎では、非常用電源の電力を配分するルールが未確立である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 非常用発電設備の配分のあり方について引き続き検討を行う。 ＜優先候補＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部室 ・ 情報収集や通信のための機器 ・ 災害発生直後から停止できない情報システム など • 懐中電灯等の照明器具や発電機のリースなどによる代替手段で業務継続を図る。
<ul style="list-style-type: none"> • 非常用発電設備の燃料油の確保のため、民間事業者と協定を締結しているが、大規模災害時の場合に必要量を確保できるかどうかは不確実な面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 協定先と協定内容の実効性を確保するため、所管課は、定期的な連絡会の開催や業務継続訓練等により、平常時から顔の見える関係を構築する。

第7 上水道

上水道の現状は、下記のとおりである。

- 本庁舎では、5,160Lの水を備蓄している。
- 防火飲料用水槽、雑用水受水槽があり、非常災害用浄水装置を利用すると飲用が可能である。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 28】 上水道の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> • 発災後1週間は、管路被害などによる断水が想定され、各施設では飲料水および生活用水の確保が困難な状況になる。 • 非常用水を利用することとなるが、非常用水が貯水されていない出先機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 備蓄している飲料水や非常用水などによって対応する。 <備蓄量例> <ul style="list-style-type: none"> ・動員対象者（約2,140人）が3日間在庁するとした場合、19,260Lが必要 (= 3L/人・日×2140人×3日) • 不足が見込まれる各課等に対して備蓄品を融通する。
<ul style="list-style-type: none"> • 非常用水が利用できる施設はあるが、災害時の利用のルールが明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 非常用水については施設管理者による使用用途制限等の措置により、限られた容量の適正な利用に努める。 • 非常用水の設備を有する施設では、使用方法、使用量、用途等について検討し、災害時の取扱方法を整理しておく。

第8 下水道（トイレ）

下水道（トイレ）の現状は、下記のとおりである。

- 下水道設備の耐震化が進められている。
- 55,400回分の簡易トイレを備蓄している。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 29】下水道（トイレ）の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none">• 下水道設備が被災した場合、日常使用している水洗トイレの使用は困難となる。• 上水道が停止した場合も、水洗トイレは使用できなくなる。	<ul style="list-style-type: none">• 下水道の復旧確認ができるまでは、原則として水洗トイレの使用は禁止する。
<ul style="list-style-type: none">• 簡易トイレは、トイレ使用後の廃棄物の置き場所を確保しなければならない。	<ul style="list-style-type: none">• 執務への支障がない場所で、トイレ使用後の廃棄物の置き場を確保する。

第9 備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）

備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）の現状は、下記のとおりである。

- 商店街や商業事業者と応急物資、生活物資等に関する協定を締結している。
- 第3次非常配備態勢の3日分の食料・飲料水を確保している。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 30】備蓄（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none">• 食料・飲料水の備蓄は十分とは言えず、泊まり込みで業務に当たる職員や女性職員の有無等によって必要となる様々な生活用品についても、具体的な検討がされていない状況にある。• 出先機関においては、飲料水の備蓄が行われていない施設もある。• 第3次非常配備態勢の4日目以降の備蓄の受け入れについて、不明確である。	<ul style="list-style-type: none">• 第3次非常配備態勢の4日目以降の備蓄の受け入れについて、受援計画の整備などを進める必要がある。• 非常用水を貯水していない出先機関では、タンク等の設置により確保する。• 職員個人が必要な物品をあらかじめ備蓄しておくことを推奨する。

第10 外部事業者

外部事業者の現状は、下記のとおりである。

- 防災課の災害監視業務委託のような、災害時の活動を想定した業務委託先に対しては、被災時の対応について依頼済みである。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 31】 外部事業者の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> 被災時の対応について、拘束力のある契約や協定を締結している業務委託先は限定されており、災害時の実効性に欠ける恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部事業者に対する依存度が高く、代替手段の確保が困難な重要な業務委託先を対象に、被災時の優先対応が確実なものとなるような契約や協定の締結等を行う。

第 11 教育・訓練

教育・訓練の現状は、下記のとおりである。

- 毎年、区内一斉防災訓練のほか風水害初動活動態勢訓練や国民保護訓練の中で、災害対策本部運営訓練を行っている。

現状を踏まえ、課題と対策を下記のように示す。

【図表 32】 教育・訓練の課題と対策

現状と課題	対策
<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の各部ごとの訓練が定着していない。 各課等において、業務継続マニュアルを策定しているが、マニュアルに基づく訓練の実施⇒振り返り⇒マニュアルの改定といったサイクルが定着していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続マネジメントの仕組み（31 ページ）の定着を図る。 区内一斉防災訓練などを機会と捉えて、各課等での事業継続の訓練を行う。 <訓練内容の例> <ul style="list-style-type: none"> 職員の安否確認 執務スペースの情報通信機器や設備等の被害確認 所管している施設の安全確認 所管している委託事業者、指定管理者への連絡（安全確認） 災害対策本部からの職員動員要請に基づく職員の配分（役割分担）訓練 など

第5章 計画の運用

第1 運用体制

区業務継続計画は、地震時に優先する業務の抽出や実施の基本的な考え方を示したものである。

業務継続の実現のためには、発災時における本計画の運用とその内容について、平常時から確実に備えておくことが必要である。区では、全庁的な組織体制の下、PDCA サイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続力の向上を図る。

このためには、各課等で業務継続マニュアルを策定した上で、必要に応じて更新等を行うことが必要であり、今後、各課等で取り組むべき流れを右記の【図表 33】に示す。

第2 組織への定着

業務継続力の向上にあっては、まず職員一人ひとりが自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが最も重要である。

このため、教育や訓練等を必要に応じて行い、区業務継続計画の組織への定着を図る。

第3 見直し・改定

区業務継続計画に基づき必要資源の確保に努めた結果や、教育・訓練等によって得られた情報・知見等については、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。

このため、区業務継続計画の見直し・改定については、原則として毎年見直しを行い必要が生じた場合に改定を行う。また、組織改正や地域防災計画の修正等があった場合などにも見直し・改定を行う。

【図表 33】 計画の運用（例）

